

駐車場所及び周辺見取図

記載例（駐車場所が1ヶ所の場合）



- 備考 1 見取図中に「訪問先（住所及び名称）」及び「駐車場所」を示すこと。
- 2 「駐車場所」については、次のいずれにも該当すること。
- ・駐車禁止の交通規制が実施されている場所である。
 - ・駐停車禁止の場所でない。
 - ・無余地（駐車車両の右側道路上に、3.5m以上余地がない）となる場所でない。
 - ・駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でない。
- 3 駐車方法の違反（右側駐車、歩道上駐車、斜め駐車など）とならないこと。
- 4 既存の地図等を使用すること、複数箇所をまとめて記載することも可能とする。